

国会公契第 21 号
令和 4 年 11 月 22 日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和 41 年 12 月 23 日付け建設省厚第 79 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）の一部改正について 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(経営事項評価(共通)点数)</p> <p>第3 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第827号。以下「改正告示」という。)による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「旧告示」という。)に基づき建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和4年12月31日以前に建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等(選定要領第2第一号に規定する道路清掃作業参加者等をいう。以下同じ。)の経営事項評価(共通)点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目(社会性等)の点数は、次の(イ)から(フ)までに定めるところにより算出した労働福祉の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数及び若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数並びに知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。</p> <p>算 式</p> <p>$\frac{(イ) \sim (フ) \text{の点数の合計点数} \times 10 \times 190}{200}$</p> <p>(イ)～(ル) (略)</p> <p><u>(フ)</u> 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(経営事項評価(共通)点数)</p> <p>第3 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和3年国土交通省告示第246号。以下「改正告示」という。)による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「旧告示」という。)に基づき建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和3年3月31日以前に建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等(選定要領第2第一号に規定する道路清掃作業参加者等をいう。以下同じ。)の経営事項評価(共通)点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目(社会性等)の点数は、次の(イ)から(ル)までに定めるところにより算出した労働福祉の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数及び国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数並びに若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。</p> <p>算 式</p> <p>$\frac{(イ) \sim (ル) \text{の点数の合計点数} \times 10 \times 190}{200}$</p> <p>(イ)～(ル) (略)</p> <p>(新設)</p>

者の取組の状況の点数は、旧告示別表第十七の(1)から(11)の区分に応じ、別表17の点数の欄に掲げる点数とする。

四 (略)

第3の2 改正告示による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「新告示」という。)に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和5年1月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等の経営事項評価(共通)点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

一～二 (略)

三 (略)

イ～ロ (略)

ハ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目(社会性等)の点数は、次の(イ)から(カ)までに定めるところにより算出した建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数並びに国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。

算式

$(イ) \sim (カ) \text{の点数の合計点数} \times 10 \times 175 / 200$

ただし、令和5年8月13日以前の新告示第一の一の2に規定する審査基準日における点数は、次の算式によって計算した点数とする。

$(イ) \sim (カ) \text{の点数の合計点数} \times 10 \times 190 / 200$

(イ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、新告示第一の四の1の(一)から(六)の点数は、次の算式によって算出した点数とする。

算式

$Y1 \times 15 - Y2 \times 40$

この式においてY1及びY2は、それぞれ次の値を表すものとする。

Y1：選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(四)から(六)までの各項目

四 (略)

第3の2 改正告示による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「新告示」という。)に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和3年4月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等の経営事項評価(共通)点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

一～二 (略)

三 (略)

イ～ロ (略)

ハ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目(社会性等)の点数は、次の(イ)から(フ)までに定めるところにより算出した労働福祉の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数、若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数並びに知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。

算式

$(イ) \sim (フ) \text{の点数の合計点数} \times 10 \times 190 / 200$

(イ) 労働福祉の状況の点数は、次の算式によって算出した点数とする。

算式

$Y1 \times 15 - Y2 \times 40$

この式においてY1及びY2は、それぞれ次の値を表すものとする。

Y1：選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(四)から(六)までの各項目

について加入又は導入をしているとされたものの数

Y 2：選定要領第2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(一)から(三)までの各項目について加入をしていないとされたものの数

- (ロ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、新告示別表第六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第15の点数の欄に掲げる点数及び新告示別表第七の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第16の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。
- (ハ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、新告示別表第八の(1)から(11)までの区分に応じ、別表17の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ニ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数は、新告示別表第九の(1)から(5)までの区分に応じ、別表18の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ホ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数は、新告示別表第十の(1)から(3)までの区分に応じ、別表19の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヘ) 営業年数の点数は、新告示別表第十一の(1)から(31)までの区分に応じ、別表6の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ト) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数は、新告示別表第十二の(1)又は(2)の区分に応じ、別表7の点数の欄に掲げる点数とする。
- (チ) 防災協定締結の有無の点数は、新告示別表第十三の(1)又は(2)の区分に応じ、別表8の点数の欄に掲げる点数とする。
- (リ) 法令遵守の状況の点数は、新告示別表第十四の(1)から(3)までの区分に応じ、別表9の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヌ) 監査の受審状況の点数は、新告示別表第十五の(1)から(4)までの区分に応じ、別表10の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ル) 公認会計士等の点数は、新告示別表第十六の(1)から

について加入又は導入をしているとされたものの数

Y 2：選定要領第2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(一)から(三)までの各項目について加入をしていないとされたものの数

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (ロ) 営業年数の点数は、新告示別表第六の(1)から(31)までの区分に応じ、別表6の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ハ) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数は、新告示別表第七の(1)又は(2)の区分に応じ、別表7の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ニ) 防災協定締結の有無の点数は、新告示別表第八の(1)又は(2)の区分に応じ、別表8の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ホ) 法令遵守の状況の点数は、新告示別表第九の(1)から(3)までの区分に応じ、別表9の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヘ) 監査の受審状況の点数は、新告示別表第十の(1)から(4)までの区分に応じ、別表10の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ト) 公認会計士等の点数は、新告示別表第十一の(1)から

(6) までの区分に応じ、別表11の点数の欄に掲げる点数とする。

(7) 研究開発の状況の点数は、新告示別表第十七の(1)から(26)までの区分に応じ、別表12の点数の欄に掲げる点数とする。

(7) 建設機械の保有状況の点数は、新告示別表第十八の(1)から(16)までの区分に応じ、別表13の点数の欄に掲げる点数とする。

(カ) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数は、新告示別表第十九の(1)から(8)までの区分に応じ、別表20の点数の欄に掲げる点数とする。

(削除)

(削除)

四 (略)

(技術評価(特別)点数)

第4 技術評価(特別)点数は、次の各号に定める点数を合計した点数に対し、別表21の換算係数の欄に掲げる数値でべき乗するとともに、別表22の換算係数の欄に掲げる数値を乗じた点数(小数点以下は切り上げ。)とする。

一 選定要領第2第二号ロに規定する主観的事項の審査基準日(以下「主観的事項の審査基準日」という。)の前日までの4年間に完成した工事(地方整備局(港湾空港関係の「空港等土木工事」、「港湾土木工事」、「港湾等しゅんせつ工事」、「空港等舗装工事」及び「港湾等鋼構造物工事」を除く。以下同じ。)又は官庁営繕部が発注した工事で希望工事種別に属する工事に限る。以下「地整等工事」という。)ごとに、請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国官技第92号)第5、官庁営繕部請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号)第5及び請負工事成績評定要領(平成21年3月31日付け国港技第105号の2)第4の工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。)に、当該工事の技術

(6) までの区分に応じ、別表11の点数の欄に掲げる点数とする。

(フ) 研究開発の状況の点数は、新告示別表第十二の(1)から(26)までの区分に応じ、別表12の点数の欄に掲げる点数とする。

(リ) 建設機械の保有状況の点数は、新告示別表第十三の(1)から(16)までの区分に応じ、別表13の点数の欄に掲げる点数とする。

(ヌ) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数は、新告示別表第十四の(1)から(4)までの区分に応じ、別表14の点数の欄に掲げる点数とする。

(ル) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、新告示別表第十五の(1)又は(2)の区分に応じ、別表15の点数の欄に掲げる点数及び新告示別表第十六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表16の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。

(7) 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、新告示別表第十七の(1)から(11)の区分に応じ、別表17の点数の欄に掲げる点数とする。

四 (略)

(技術評価(特別)点数)

第4 技術評価(特別)点数は、次の各号に定める点数を合計した点数に対し、別表18の換算係数の欄に掲げる数値でべき乗するとともに、別表19の換算係数の欄に掲げる数値を乗じた点数(小数点以下は切り上げ。)とする。

一 選定要領第2第二号ロに規定する主観的事項の審査基準日(以下「主観的事項の審査基準日」という。)の前日までの4年間に完成した工事(地方整備局(港湾空港関係の「空港等土木工事」、「港湾土木工事」、「港湾等しゅんせつ工事」、「空港等舗装工事」及び「港湾等鋼構造物工事」を除く。以下同じ。)又は官庁営繕部が発注した工事で希望工事種別に属する工事に限る。以下「地整等工事」という。)ごとに、請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国官技第92号)第5、官庁営繕部請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号)第5及び請負工事成績評定要領(平成21年3月31日付け国港技第105号の2)第4の工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。)に、当該工事の技術

的難易度係数（請負工事成績評定要領第5の技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき付した別表23の技術的難易度係数の欄に掲げる1.0から2.0までの値をいう。以下同じ。）、災害対応実績係数（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項に定める「緊急の必要により競争に付することができない場合」において随意契約により契約した災害復旧工事については、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。）、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、当該工事を発注した地方整備局又は官庁営繕部の別、当該工事の請負金額に応じ別表24の「部局係数」の欄に掲げる数値（以下「部局係数」という。）、調整係数（調査基準価格を下回る価格で契約した工事であって工事成績評定表による評定点合計が65点未満のものについては、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。）及び実績工事の区分に応じ別表25の「直近係数」の欄に掲げる数値（以下「直近係数」という。）を乗じた点数を算出し、すべての地整等工事に係る当該点数を合計した点数。ただし、技術提案及び施工能力に係る資料（以下「技術提案等」という。）を受け付けた工事（契約後VE方式によるものを除く。）については、工事ごとに工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数（技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については1.0点）に、当該工事の技術的難易度係数、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、部局係数、得点率（加算点（評価に応じて与えられる得点をいう。）を加算点の満点で除したもの。ただし、施工能力に係る資料のみを受け付けた工事の場合は0とする。）に1.0を加えた数値、調整係数及び直近係数を乗じた点数を当該工事の点数とする。なお、技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については、さらに0.5を乗じた点数とする。

二（略）

2～3（略）

第5 共同企業体の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）及び次項から第7項までに定めるところによるものとする。なお、構成員が新告示に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和5年1月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等である場合は、次項から第7項までの規定のうち、第3を第3の2と読み替えるものとする。

2～7（略）

第6（略）

的難易度係数（請負工事成績評定要領第5の技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき付した別表20の技術的難易度係数の欄に掲げる1.0から2.0までの値をいう。以下同じ。）、災害対応実績係数（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項に定める「緊急の必要により競争に付することができない場合」において随意契約により契約した災害復旧工事については、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。）、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、当該工事を発注した地方整備局又は官庁営繕部の別、当該工事の請負金額に応じ別表21の「部局係数」の欄に掲げる数値（以下「部局係数」という。）、調整係数（調査基準価格を下回る価格で契約した工事であって工事成績評定表による評定点合計が65点未満のものについては、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。）及び実績工事の区分に応じ別表22の「直近係数」の欄に掲げる数値（以下「直近係数」という。）を乗じた点数を算出し、すべての地整等工事に係る当該点数を合計した点数。ただし、技術提案及び施工能力に係る資料（以下「技術提案等」という。）を受け付けた工事（契約後VE方式によるものを除く。）については、工事ごとに工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数（技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については1.0点）に、当該工事の技術的難易度係数、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、部局係数、得点率（加算点（評価に応じて与えられる得点をいう。）を加算点の満点で除したもの。ただし、施工能力に係る資料のみを受け付けた工事の場合は0とする。）に1.0を加えた数値、調整係数及び直近係数を乗じた点数を当該工事の点数とする。なお、技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については、さらに0.5を乗じた点数とする。

二（略）

2～3（略）

第5 共同企業体の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）及び次項から第7項までに定めるところによるものとする。なお、構成員が新告示に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和2年4月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等である場合は、次項から第7項までの規定のうち、第3を第3の2と読み替えるものとする。

2～7（略）

第6（略）

第7 (略)

附 則

この要領は、昭和41年12月23日から適用する。

附 則 (令和4年11月22日付け国会公契第21号)

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、令和5年1月1日以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

第7 (略)

附 則

この要領は、昭和41年12月23日から適用する。

新

旧

別表 1 ～ 1 7 (略)

別表 1 ～ 1 7 (略)

別表 1 8

(新設)

区分	ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	点 数
(1)	プラチナえるぼし認定を取得 プラチナくるみん認定を取得	5
(2)	区分(1)に非該当かつえるぼし認定(3段階目)を取得 区分(1)に非該当かつユースエール認定を取得	4
(3)	区分(1)又は(2)に非該当かつえるぼし認定(2段階目)を取得 区分(1)又は(2)に非該当かつくるみん認定を取得 区分(1)又は(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得	3
(4)	区分(1)、(2)及び(3)に非該当かつえるぼし認定(1段階目)を取得	2
(5)	取得無	0

別表 1 9

(新設)

区分	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点 数
(1)	全ての建設工事で実施	15
(2)	全ての公共工事で実施	10
(3)	該当せず	0

新

旧

別表 2.0

区分	国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	点 数
(1)	エコアクション21の認証並びに国際標準化機構第9001号及び第14001の登録	10
(2)	国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
(3)	エコアクション21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	8
(4)	エコアクション21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	5
(5)	国際標準化機構第9001号の登録	5
(6)	国際標準化機構第14001号の登録	5
(7)	エコアクション21の認証	3
(8)	該当無	0

別表 2.1

(表 略)

別表 2.2

(表 略)

別表 2.3

(表 略)

別表 2.4

(表 略)

別表 2.5

(表 略)

(新設)

別表 1.8

(表 略)

別表 1.9

(表 略)

別表 2.0

(表 略)

別表 2.1

(表 略)

別表 2.2

(表 略)